

総務常任委員会

平成22年8月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|-------|--------|-------|
| ◎伴 吉晴 | ○嶋田 善行 | 宮崎 和彦 |
| 紀 良治 | 飯高 昭二 | 木澤 正男 |
| 中西 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 池田 善紀 |
| 教 育 長 | 栗本 裕美 | 総 務 部 長 | 清水 建也 |
| 総 務 課 長 | 乾 善亮 | 総 務 課 参 事 | 吉田 昌敬 |
| 同 課 長 補 佐 | 谷口 智子 | 同 課 長 補 佐 | 安藤 晴康 |
| 企画財政課長 | 西川 肇 | 同 課 長 補 佐 | 本庄 徳光 |
| 同 課 長 補 佐 | 真弓 啓 | 税 務 課 長 | 加藤 惠三 |
| 税務課長補佐 | 松岡 洋右 | 会 計 管 理 者 | 野崎 一也 |
| 会 計 室 長 | 山崎 善之 | 監 査 委 員 書 記 | 山崎 篤 |
| 教委総務課長 | 植村 俊彦 | 教委総務課参事 | 佃田 眞規 |
| 生涯学習課長 | 黒崎 益範 | 同 課 長 補 佐 | 東浦 寿也 |
| 生涯学習課係長 | 平田 政彦 | | |

4. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 藤原 伸宏 | 同 係 長 | 安藤 容子 |
|--------|-------|-------|-------|

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、宮崎委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 総務委員の皆様には早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。特に皆様方にお詫びを申し上げたいのは、去る8月14日に毎日新聞に載りました発掘調査の関係等に対する補助金の問題等について大変ご心配をかけ、また15日には朝日新聞、読売新聞と、そして昨日は奈良新聞と出ておりますけども。平成17年に遺跡発掘の賃金確保と調査員の賃金ということで、申請した関係で人数的に80人か90人ほどオーバーしたということで大変その関係等については補助金等の関係についてはすでに返還をしています。また、私自身も平成19年の4月に文化庁にお詫びを申し上げに、県の文化財保存課の課長補佐と同行して謝っておりますので、非常にこういう関係等については今後そういうことのないように努めて参りたいと思います。

それと合わせて8月10日に7時頃から集中的に降りました雨で15戸の町内の床下浸水等が発生いたしました。この関係等については消防団等についての要請をいたしまして、いろいろとご努力をいただいたわけでございますけれども、その時にサイレンが鳴ったということで、その関係等についても今後そういうサイレンを鳴らす、鳴らさない、そういう点については、十分考えていかざるを得ない。サイレン鳴りますと、火事か防災かわからないという状況もございますので、そういう点については今後対策本部で十分検討しながらサイレンを鳴らすか鳴らさないか、そういう点についても十分議論してまいりたいと思っております。

本日は特に継続審査の関係については、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保全に関することについて、あるいは8月30日から行われる予定の9月定例議会に関係する土地開発基金の問題、あるいは消防団員等公務災害条例の関係、あと各課報告事項につきましては、平成22年度斑鳩町

一般会計補正予算、あるいは21年度の斑鳩町一般会計繰越継続費精算報告、あるいは平成22年度の個人町県民税の当初賦課事務に係る確定申告所データの入力漏れの対応について、この関係についても大変ご心配をおかけしました。あるいは第4次斑鳩町総合計画、あるいは子ども模擬義会の結果について、斑鳩町青少年野外活動センター一進入路路肩の崩落について、斑鳩町中央公民館改修工事についてということでございます。この関係等については担当課から詳しく説明させますので、よろしく願いいたします。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、嶋田委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査の(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。黒崎生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、継続審査(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、去る平成22年7月8日に発覚いたしました国宝の藤ノ木古墳出土馬具の毀損事故についてでございます。

この事故につきましては、その情報が入りましてからただちに、議会関係としまして当総務常任委員会委員長へご報告させていただくとともに、当総務常任委員会委員の皆様にも個別に説明をさせていただいたところでございますが、その後の経過も含めあらためましてご報告申し上げます。

当事故につきましては、平成22年7月8日の午後3時頃に、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の館長から、町長にその一報が入り、ただちに町教育委員会より奈良県立橿原考古学研究所附属博物館へその詳細について確認を行うとともに、資料の提供を受けました。

毀損事故の概要につきましては、九州国立博物館にて開催される特別展「馬～アジアを駆けた二千年～」に、国宝藤ノ木古墳出土品の馬具を展示するた

め、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館から九州国立博物館へ搬送中に、そのうちのひとつ「鉄地金銅張り鐘形杏葉（てつじこんどうばりかねがたぎょうよう）」の吊り下げる金具部分が毀損したというものであります。

なお、この時点では翌7月9日（金）午後1時からの報道発表との情報を得ておりましたが、急きょ7月8日（木）の午後8時に九州国立博物館より報道発表が行われております。その後も、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の館長と連絡を密にし、情報収集に努めました。

後日、九州国立博物館の館長より、町長へ電話による事情説明があり、7月26日には、九州国立博物館の館長が奈良県庁を訪れ、奈良県知事等へ事情や修理の説明と謝罪がありました。そして8月3日には、あらためて奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の館長が来庁され、町長及び教育長への事故の経緯について直接説明がされております。

そこで当町といたしましては、今回の事態を受けまして、以前の福岡市立博物館での藤ノ木古墳出土馬具の毀損事故の際にも、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館へは、藤ノ木古墳出土品に対する情報提供をお願いしておりましたが、今後、万が一、こういった不測の事態が生じた場合に迅速に対応できるように、国や県が所蔵・保管されております、当町より出土した指定文化財が館外に貸出をされる場合には、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館より文書にて計画段階で当町へ連絡していただくよう協議をいたしまして、あらたな連絡体制を整備したところでございます。

また、今回の毀損事故を受けて、文化庁から奈良県教育委員会を通じて毀損事故防止に関する注意喚起について通知が届いております。こうしたことから、指定文化財を管理している側の責任もございまして、国宝や重要文化財の指定を受けたもののうち、ぜい弱な状態にあるものについての貸出・展示に対して規制が強くなることが予想されております。

しかし、「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」の開催につきましては、当町が地元での展示を望み、指定文化財の展示が可能な施設として整備をいたしましたことから、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館と十分に協議をしましてまいりたいと考えておりますが、輸送や展示が困難であると指導があったにもかかわらず、無理をした結果、毀損事故をおこしては貴重な文化財に対して取り返しのつかないこととなりますので、出来る限りの展示が可能な出土品

を貸し出していただけるよう相談しながら、効果的な展示会が開催できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、斑鳩町文化財活用センターの運営についてでございます。

お手元にお配りをいたしております資料1をご覧ください。

斑鳩町文化財センターの入館者数につきまして、1 通常開館、2 特別展、今年3月に開催いたしました国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展、3 企画展、現在開催いたしております上宮遺跡展、4 入館者総数の順に、それぞれの入館者数、開館日数、1日当たりの平均入館者数について、全体と、うち平日及び土・日・休日の内訳をお示ししております。

はじめに、「1 通常開館」における入場者数についてであります。今年3月の特別展終了後の3月29日(月)から夏季企画展開催前の8月4日(水)までの期間の通常開館における入館者数は、合計3,701人となっております。そして、上記期間において111日間開館しておりますので、これらを平均いたしますと、1日あたり約33人の来館者となっております。

なお、上記期間中の平日は70日間で入館者数は、計2,023人で、1日当たりの平均は約29人、また、上記期間中の土曜日・日曜日・休日は、41日間で入館者数は計1,678人で、1日当たりの平均は約41人となっております。このように、通常開館における平均を見ましても、前回の当総務常任委員会にてご報告いたしました入館者数よりやや減少傾向となっております。これは、梅雨期間であったことや梅雨明け後の酷暑により、休日を利用して文化財を散策される方が、全体的に減少したことによるものであるとと考えております。

続きまして、「3 企画展 上宮遺跡展」についてでございますが、前回の当総務常任委員会でもご報告いたしました9月14日までを会期とした夏季企画展「上宮遺跡展」を、8月5日(木)から開催しておりますが、8月15日(日)現在の夏季企画展入館者数は、合計352人となっており、そしてこの期間において10日間開館しておりますので、これらを平均いたしますと、1日あたり約35人の来館者となっております。なお、この期間中における平日の1日当たりの平均の入館者数は約37人、土・日・休日の1日当たりの平均の入館者数は、約32人となっております。季節的にも入館者数が減少する時期でございますが、入館者としましては、リピーターの方

も確認できており、企画展の効果は出ているものと考えております。

なお、今回の企画展の広報につきましては、前回の当総務常任委員会でもご報告いたしました通り、新聞・テレビ等の報道機関への投げ込みを行い、数社のマスコミによって取り上げていただいたこともあり、それらの報道による来館者もおれました。そして、町民の皆様に対しましては、町広報やホームページでの企画展の案内記事を掲載しております。また、前回の当総務常任委員会にて、ご意見を賜りましたポスターとチラシにつきましては作成いたしましたして、史跡藤ノ木古墳、法隆寺や中宮寺や法輪寺などの寺院、法隆寺iセンター、駅前観光案内所などの主要な観光スポットのほか、町内の公民館や小・中学校などの公共施設や町内各所の広報板にポスターを掲示するとともに、奈良県内の主な博物館や資料館、市町村教育委員会等へポスター掲示とチラシの配布を依頼しております。

また、今回、斑鳩町観光協会のご協力も得まして、JR法隆寺駅にて観光キャンペーンにおいて、配布物（ティッシュペーパー）に企画展の案内の折り込みをいれて広報をいたしております。

また、以前の当総務常任委員会にてご意見のございましたアンケート調査につきましても、予定通りこの夏季企画展において実施しておりますが、そのご意見のなかに、「町内には、たくさんの貴重な文化財があることに感激した」、「すばらしい環境の文化財センターで係りの方から親切・丁寧に、見所をわかりやすく解説していただき、ますます文化財に興味を持つことができた」などのご意見をいただいております。いただきました皆様方のご意見につきましては、今後の展示に十分生かしてまいりたいと考えております。

また7月12日（月）には、斑鳩町文化財活用センター運営委員会を開催し、当センターにおける今後の展示を中心とした事業計画等について、運営委員会委員皆様方の各分野における専門的な立場からご指導・ご助言を賜りました。これらのうち、例えば、特別展示を行っていない期間における展示ケース内の温湿度測定の実施、藤ノ木古墳の石室特別公開を中心にした通常公開していない奈良県内の主要な横穴式石室の一斉公開の提案など、貴重なご意見がございました。そこでこれらのご意見を今後の参考とさせていただき、当センターの円滑な運営に努めるとともに、よりよい文化財の事業を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてでございます。

先の総務常任委員会にご報告いたしておりましたとおり、史跡中宮寺跡整備検討委員会を6月24日（木）に開催し、今年度の発掘調査計画案についてお諮りし、その後に文化庁への史跡の現状変更申請等の事務手続きを進めまして、許可をいただいておりますことから、早急に着手してまいりたいと考えております。また、調査の経過につきましては、今後とも当総務常任委員会へご報告申し上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 文化財活用センターの入館者数もこうして表にして報告していただいています。非常にわかりやすいなとは思いますが、この内小学生とか中学生とか、児童・生徒さんの比率っていうのはどのぐらいになるんですか。

生涯学習
課長 全体の入館者数の5%程度でございます。

木澤委員 もうちょっと多いのかと思ったんですけども。今後またいろいろそうし県内・県外も含めて児童・生徒さんには学習の意味も含めてやっぱりたくさん見に来ていただけるように今後もいろんな案内をしていただきたいと思います。あとですね、企画展についてアンケートを行っていただいたということですけども、これ枚数的には何枚ぐらい回収できたんですか。

生涯学習
課長 現在のところ約200枚程度の回収がございます。

木澤委員 報告のなかでリピーターも確認できたということですので、やはりこうした取り組みは積極的に進めていってもらって、斑鳩町どういうふうに見ていただいているのかということも含めて研究をしていく必要もあるかなと思います。更にこうしていろんな文化財とか施設も造りましたので、観光の面とも連携して、斑鳩町に多くの方が来ていただけるように、今後研究が必要かと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 先ほどの藤ノ木の出土品の馬具、杏葉の破損に関してですねんけども、これ責任の所在はどこになるんですか。

生涯学習 今回の毀損事故につきましては、現在のところ九州国立博物館のほうの責課長 任であるというふうに聞いております。

嶋田委員 すなわち借りた方の責任ということになってこようかと思えます。当町の文化財センター、国宝級のものを展示できるということで、これからも国宝級のものを借りて展示していくということなんですけども、今回のことを他山の石としてですね、決して斑鳩町の責任で破損したとか、そういうことのないように注意してやっていっていただきたいと思えます。それとですね、文化財センターの入館者数なんですけども、1番上の通常開館で平均1日あたり33人と、そして今回の企画展、これは5日から15日までの10日間の関係ですけども35人ということで、あまり変わりはないようには思うんですけども。これは16日から9月15日まで、これはどういうふうに変化していくかわかりませんが、今の時点ではそうそう変わりはないという感じは受けるんですけども、ここらへんはどう見ておられるんですか。

生涯学習 企画展につきましては先ほど申し上げましたとおり、報道関係とか、iセンターとタイアップするなどして啓発には努めているんですけども、なにぶん時季的なものもございまして、そういったことからこちらのほうに訪れる方が少なくなっているというふうに考えております。今後そういった期間的な酷暑ですね、気象的なものも和らいできましたら、入館者数についても増えてくるのではなかろうかというふうに考えております。

嶋田委員 わかりました。それとですね、これは一番下の総数で1日あたり52人ですか、これ1年間で大体予想入館者というのはどれぐらいでしてんね。

生涯学習課長 当初1万5千人程度の入館者数ということで、見込んでおったと記憶しております。

嶋田委員 それであれば、だいたい、ええ数字になってきていると思います。これからも頑張って、まあ頑張る言うたってあれなんですけれども、入館者数を増やすように努力していただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、私の方からちょっとお聞きしたいんですけども。先ほど木澤委員からアンケートの200枚という話の答弁があったんですけども。これ、アンケートのボックスですか、置かれたんはいつから置いていたんだんですかね。

生涯学習課長 夏季企画展、先ほど申し上げました夏の企画展のですね、開催当日からでございます。

委員長 それでいきますと、企画展のスタートからいうたら、大体352人の入館者で、200というふうな格好で、2人に1人以上入れてくれると、こういうような格好にはなっているという状況ですね。まあできるだけわかりやすい場所で、入れてもらいやすいような形、やっぱりいろんな入館者の方のご意見というのは、非常に今後の運営に大切やと思いますんで、そのあたり入れてもらいやすいようなスタイルっていうのを今後とも考えていただきたいと思いますというふうに、ちょっと私の方から要望いたします。

これをもって質疑を終結いたします。継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 9月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

9月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

はじめに、(1)斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政
課長

斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についての内容につきまして説明いたします。お手元の資料2をご覧くださいと思います。

最後のページにこの条例の要旨がございます。これにより説明いたします。

斑鳩町土地開発公社の経営健全化を図るため、現在の土地開発基金の額5億7,700万円に新たに1億4,500万円を積み立て、基金の額を7億2,200万円とするものです。

資料にありますように条例の改正案、また新旧対照表につきましても、基金の額の改正となっております。この土地開発公社の経営の資金は、金融機関などからの借入れによって行われております。現在4ヶ所の保有地がありまして、その借入金の利息などは毎年300万円程度、草刈機の費用、または支払利息でございますが、それが増えてくることから、土地開発公社の健全化に向けまして、借入金をなくして利息の発生を停止するものであります。

今回の条例によりまして、土地開発基金に1億4,500万円を積み立てまして、これにより土地開発公社保有地の3ヶ所、事業用地が2ヶ所、代替地が1ヶ所ございますが、それを買上げるものでございます。また、他の1ヶ所の代替用地につきましては一般会計で買上げまして、土地開発公社の保有地を全て処分するというものであります。このことによりまして土地開発公社の借入金の必要がなくなりまして、それによりまして利息等の発生を停止することができます。なお、一般会計での買上げ1ヶ所につきましては、現在、緑地となっていることから一般会計で購入することとしております。残り3ヶ所につきましては、パークウェイ事業、またJR法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況により処分の可能性があります。現時点ではまだ流動的でありますことから、土地開発基金で一旦買上げを行いまして、事業の進捗状況により、今後、処分を検討することとしております。

また、8月3日に土地開発公社理事会におきまして、この土地開発公社事業計画の変更の承認をいただいておりますことを、あわせて報告させていただきます。

以上で、斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは(2)斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この改正内容につきましては、資料3の最後のページの要旨で概要説明をさせていただきますと思います。児童扶養手当法の一部を改正する法律(平成22年法律第40号)により、本年8月1日から新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなりまして、この改正条文を引用しております非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成22年政令第144号)が公布されたことに伴いまして、当条例の所要の改正を行うものでございます。

その改正の内容でございますが、消防団員等に係る年金たる損害補償、傷病補償年金、あるいは障害補償年金、あるいは遺族補償年金がございまして、この年金と児童扶養手当法による支給の調整を図ることを規定しております付則第5条第7項第1号及び第2号の条文の改正を行うものでございます。具体的に申し上げますと、例えば消防団員の公務中の負傷によりまして傷病補償年金を受けるようになった場合に、その消防団員が父子家庭で児童扶養手当を支給されている場合には、その傷病補償年金から児童扶養手当支給相当分が減額されて支給される、調整されるということでございます。なお、現在のところ把握しております中では、消防団員には父子家庭の方はおられません、将来、妻の死亡あるいは離婚などで父子家庭となる場合があるということでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成22年8月1日から適用することとしております。

なお、条例改正分と、新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上で、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、以上、9月定例議会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)の内容につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料4をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、一般会計補正予算(第6号)の全体の歳入、歳出総括表となっておりますが、この中から当委員会が所管となります項目の説明をいたしますので、よろしくご理解をお願いします。

まず、今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,302万8千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ82億4,737万2千円とするものです。

はじめに、歳入予算の補正についてご説明いたします。

第9款地方特例交付金では、児童手当及び子ども手当特例交付金、減収補てん特例交付金の平成22年度の交付額の決定によりまして、合わせて626万4千円の減額補正をお願いしております。次に、第10款地方交付税におきましても、平成22年度の普通交付税交付額の決定によりまして、2億

8,844万7千円の増額補正をお願いしております。

次に、第17款寄附金では、福祉費寄附金及び都市計画費寄附金においてそれぞれご寄附をいただきましたことから、合せて15万5千円の増額補正をお願いしております。次に、第19款繰越金では、平成21年度会計の余剰金の確定によりまして、5億3,339万4千円の増額補正をお願いしております。次に、第21款町債では、JR法隆寺駅周辺整備事業債について、今年度前期の起債同意予定額の確定等によりまして、220万円の増額補正を、臨時財政対策債について、今年度の発行額が確定しましたことから、3,720万円の増額補正をそれぞれお願いしております。

次に、歳出予算の補正ですが、資料の裏面をお願いいたします。

はじめに、第2款 総務費の一般管理費では、年度途中からの職員の退職があったことなどによりまして、臨時職員の増員が必要となったことから、その所要額としまして、1,416万2千円の増額補正をお願いしております。なお、職員給与等の減額につきましては、第3款民生費におきまして、該当する費目において行っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、財産管理費では、平成21年度決算余剰金の一部を財政調整基金に積み立てることから3億円の増額補正を、また、先ほど、土地開発基金条例の一部改正でご説明いたしましたとおり、平成21年度の決算余剰金の一部を活用して、斑鳩町土地開発公社の健全化を図ることから、土地開発基金へ1億4,500万円積み立てることから、土地開発基金への繰出金1億4,500万円の増額補正をお願いしております。また、土地開発公社保有地の1ヶ所を一般会計で買い上げるため、土地購入費1,634万4千円の増額補正をお願いしております。なお、今回の決算余剰金を活用した取り組みによりまして、土地開発公社の土地保有額はゼロとなるものでございます。

次に、賦課徴収費では、個人町民税及び法人町民税、固定資産税につきまして、当初の見積りを上回る償還が見込まれますことから、370万円の増額補正をお願いしております。

次に、第3款民生費の社会福祉総務費で、歳入で説明いたしました福祉費寄附金の福祉基金への積み立てとしまして、1万3千円の増額補正をお願いしております。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じた財源としまして

3億8, 212万6千円を留保させていただくものでございます。

以上で、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についての説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 歳出のところで、今、賦課徴収費のところで説明してくれたんですけども、この過誤納付の償還というのはどういうケースがあるのですか。

税務課長 今回の償還金の増額補正をさせていただいている要因といたしましては、大きく3点ございます。1点目といたしましては、個人町県民税におきまして、所得税の更正等、個人の申告をされたことに伴いまして住民税の還付が発生をいたします。2点目といたしましては法人町民税、こちらのほうも中間申告等行われる関係上、精算還付というのがございますので、そういったものが2点目でございます。3点目といたしましては、固定資産税の関係でございますけれども、過去の課税におきまして、住宅用地等の課税の特例の適用漏れというのがございましたので、そういったものの関係で今回この3点で総額370万円の補正をさせていただいたところでございます。

木澤委員 3点目の分はできて、まだ制度的にも新しい部分で漏れたのかなと思うんですが。1点目と2点目っていうのは所得税の申告があって、町県民税の還付っていうのが私ちょっとシステム的によくわからないんでもうちょっと。

税務課長 所得税の還付の件でございますけれども、過年度、過去の分におきまして、例えば、医療費控除漏れがあったですとか、扶養控除漏れがあったですとか、あと所得の更正で減額をしたとか、いったことがございましたら、確定申告をされる場合がございますので、それに基づきまして、住民税についても同じように処理をさせていただくといったものでございます。

木澤委員 わかりました。あとすいません、もう1点、先日建設水道常任委員会の中

でも、私、予算委員会の中でお聞きしますと言ったんですけども、予算委員ではなかったの、総務委員会の所管にもかかわることなので、ここでちょっとお尋ねしたいんですけども。社会資本整備総合交付金というのが以前から今年度どういう形になるのかまだ確定していないということで、また確定したらその制度のことについて説明をお願いしたいというふうに言ってたんですけども。先日、事務費についてはこの交付金の中では見られないということで説明があったんですけども、まず、この社会資本整備総合交付金については、その制度として確定をしたのか。そして確定をしたのであればどういう制度になったのかというのをちょっと説明をお願いしたいんですけども。

総務部長　　今ご質問の社会資本整備総合交付金の内容でございますけども、以前の委員会でも確定をしたということで説明をさせていただいたんですけども。現在のところまだまだ流動的な面もある中で、今回決まっておりますのは、事務費につきましてはですね、以前の補助金で見ていただいていた事務費も補助の対象になっていたわけでございますけども、この交付金では事務費についてはみないという話になっております。で、先般の建設水道常任委員会でも公共下水道の説明があったと思いますけれども、その部分については起債は認められておりますので、その分を回してしていただく。今回の補正の1枚目を見ていただきますとよくお分かりになりますように、一番下段にです、地方債補正ということでJR法隆寺駅周辺整備事業につきましては4,810万円から5,030万円と限度額、これプラス220万円としておるわけでございますけども、この220万円と申しますのは、この第14款国庫支出金の中の社会資本整備総合交付金の額確定と、これにつきましては今申しております事務費については除くということで、この分を起債に回させていただいたといったところでございます。

木澤委員　　まだまだ流動的な部分もあるということなので、今後の動向もよく注意しておきたいなと思うんですけども。こういう形で大きくこれまで補助金として出てきたものが、こういうふうに全体的に一本化されていって、なおかつ、事務費については見ませんよということになると、ひとつひとつ

つの事業で見えていかないといけないと思うんですけども、町としては全体的に一般会計であっても影響っていうのはかなり大きくなっていくのかなというふうに思うんですけども、その点についてはどう考えてはりますか。

総務部長 確かにですね、今まで国費で例えば2千万円の事務費があったとして、その補助率が50%の場合ですね、1千万円については補助が出るといったことがありました。それが起債に変わったということですけども、その50%の部分については、一般財源の持ち出しになる、起債につきましても、後年度、交付税算入がございしますが、これにつきましても30%ということでございますので、その差額については一般財源の持ち出しという形になってございますけども。このことにつきましてもですね、当然事務費の中には、その工事につきましてもの人員費でありますとか、消耗品等の雑費が含まれておるわけでございますので、そのへんの精査をどうしていくかということが今後の課題になってくるというふうに考えておきまして、すべてがそのまま町が従来よりも財政が厳しくなるということとそのへんの工夫でですね、なんとかしてまいりたいと考えております。

木澤委員 こうして制度が変わっていくことによって、これまで以上に厳しい財政運営が求められると思いますので、当然、町としてもそうした工夫が必要となってくるでしょうし。また、この制度もそうですけども、これ以外の分についても今後そうした影響がある部分について制度改正がなされた時には、またいろいろと説明等含めてご報告をいただきたいと、お願いしておきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)平成21年度斑鳩町一般会計継続費精算報告書の報告について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政課長 平成21年度斑鳩町一般会計継続費精算報告書の報告についてご説明いたします。平成20年度から平成21年度にかけて整備を行いました(仮称)文化財活用センター整備事業について、その整備が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、その報告を行うものでございます。それでは、資料5、平成21年度斑鳩町一般会計継続費精算報告書をご覧いただきたいと思えます。

第9款教育費、第5項社会教育費、事業名が(仮称)文化財活用センター整備事業で、全体計画では、平成20年度が2億6,350万円、平成21年度が2,357万円、合計で2億8,707万円となっております。

これに対しまして実績は、平成20年度が5,169万円、平成21年度が2億3,538万円、合計2億8,707万円となっており、総額は計画と変わりございません、計画どおりの執行となっております。

財源内訳につきましては、それぞれの記載のとおりでございます。

なお、比較のところ、平成21年度の金額がマイナスとなっておりますのは、工事の着手が遅れましたことから、平成20年度から平成21年度に逡次繰越を行ったことによるものです。よろしくお願いいたします。

以上で、平成21年度斑鳩町一般会計継続費精算報告書の報告についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3)平成22年度個人町県民税の当初賦課事務に係る確定申告書データの入力漏れの対応について、理事者の報告を求めます。

加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項の(3)平成22年度個人町県民税の当初賦課事務に係る確定申告書データの入力漏れの対応についてご報告を申し上げます。

先の6月15日の当委員会におきまして、確定申告書838件の入力漏れが発生いたしましたことについてご報告を申し上げましたが、その後の対応につきましてご報告させていただきます。

資料6をご覧くださいませでしょうか。こちらの資料は、入力漏れのありました確定申告書につきまして、正しい内容で課税をさせていただきました結果を、普通徴収、特別徴収の徴収方法の区分別に、それぞれ、新規課税、増額更正、減額更正、税更正なし等の区分により整理をさせていただきましたものでございます。内容につきましては、普通徴収におきましては、新規課税が195件、金額で2,354万5,500円、税更正で、増額更正が66件、金額で1,276万1,000円、減額更正で169件、金額でマイナス594万6,900円、非課税・税更正なしが213件でございます。

次に、特別徴収におきましては、新規課税は0件、税更正で、増額更正が46件、金額で536万4,600円、減額更正で148件、金額でマイナス583万7,600円、非課税・税更正なしが24件でございます。

全体では、合計欄の一番下の行になりますけども、861件、金額で2,988万6,600円でございます。全体の件数861件と確定申告書の入力漏れ件数838件との差23件につきましては、838件の確定申告書の中に、事業所得者におきまして、家族の事業専従者給与23名分のデータが含まれていましたことによるものでございます。

次に、住民の皆様への対応についてでございます。普通徴収の新規課税の方につきましては、当初賦課に間に合いましたので、6月16日付けで納税通知書を送付をさせていただいております。

次に普通徴収の税更正につきましては、6月10日付けで、確定申告書の内容を反映せず既に納税通知書を送付してしまいましたことから、1期分の納付状況の確認をさせていただきましたうえで、2期からの更正とし、増額更正となった方に対しましては、戸別訪問によるお詫びとご説明をさせていただきますとともに、減額更正となった方に対しましても、納税通知書とともにお詫びと説明を記載させていただきました文書を郵送で送付をさせていただいております。

次に特別徴収の税更正につきましては、5月10日付けで、確定申告書の内容を反映せず既に納税通知書を送付してしまいましたことから、事業所の事務

を勘案いたしまして、8月からの更正とし、町内事業所に対しましては、個別訪問によるお詫びとご説明をさせていただきますとともに、個人納税者の方に対しましては、事業所を通じまして、納税通知書とともにお詫びとご説明を記載しました文書をお渡しさせていただいているところでございます。

また、町外の事業所に対しましては、事業所・個人納税者のそれぞれの方に対しまして、納税通知書とともにお詫びと説明を記載しました文書を送付させていただいております。今回の事案に係る対応につきましては、以上のような対応をさせていただきますと、住民の皆様方にはご理解をいただいたところでございます。

最後になりますが、前回の当委員会におきましてご指摘をいただいております再発防止等につきましては、今後二度と同じミスを繰り返さないために、確定申告書を含む課税資料の管理方法のマニュアルを作成し、現在、課税資料等の管理の徹底を行ったところでございます。

今後におきましても、課税業務等の全般的な事務作業のマニュアル化を図りますとともに、それぞれの作業時におけるチェックリスト表の作成を行い、その再発防止に努め、町政及び税務行政に対する信頼を損なうことのないよう、住民の皆様方の信頼に応えられるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員皆様方にはご理解の程よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)第4次斑鳩町総合計画の策定状況について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、第4次総合計画の策定状況につきまして、5月に当委員会で報告させていただきました後の状況につきまして、資料7によりましてご報告させていただきます。

資料7は、当日会議で配布させていただきました資料となっておりますので、多数資料がございますが、よろしくお願いたします。

6月21日に第3回総合計画審議会を開催いたしましたので、その内容等の報告をします。第3回目の審議会の議事といたしましては、資料の表紙の次第にありますように、①第4次総合計画策定 基本構想の素案、②第4次斑鳩町総合計画基本計画の素案、③まちづくりフォーラム(案)についてのご審議していただいところでございます。

まず、議事の1番目、第4次斑鳩町総合計画 基本構想の素案につきましては、前回の審議会ですらご意見をいただきましたことから、これによりまして修正いたしました構想案をお示ししまして審議していただきました。会議資料1-1で、第4次斑鳩町総合計画 基本構想(素案)の修正についてということで修正のある箇所についての資料となっております。またその修正を反映させたもので、会議資料1-2 第4次斑鳩町総合計画 基本構想(素案)策定により説明を当日行ったところでございます。それぞれ各委員さんにご確認をいただいたところでございます。次に、議事の2番目でございます。第4次斑鳩町総合計画 基本計画(素案)につきましては、会議資料2 第4次斑鳩町総合計画 基本計画(素案)によりまして検討していただきました。

第4次総合計画の基本計画は、総合計画基本構想でも定めます、まちの将来像を実現する総合的な施策の「まちづくりの基本施策」でございまして、会議資料2の表紙にありますように、「第1章 文化の香り高く心豊かなまちづくり」、「第2章 すこやかに生き生きらせるまちづくり」、「第3章 潤いのある魅力的なまちづくり」、「第4章 安全で快適なまちづくり」、「第5章 活力とにぎわいのあるまちづくり」、「第6章 とともに築く協働のまちづくり」、「第7章 まちづくりの重点施策」という構成になっております。

まず、3ページから16ページに「第1章 文化の香り高く心豊かなまちづくり」として掲載しておりますが、そのなかで第1章で説明させていただきますと、「1. 歴史・文化」、「2. 文化・芸術」、「3. 生涯学習・スポーツ」、「4. 学校教育」、「5. 人権・平和・多文化共生」、「6. 男女共同参画」の6項目を設定しております。それぞれの項目には、次の4ペ

ージから5ページにありますように、「1. 歴史・文化」で説明いたしますと、そのなかでは「現況と課題」がございます。これにつきましては、本町の歴史的・文化的遺産や施設、観月祭などの催し、また、今後の課題について整理したところがございます。

また、次の「基本方針」では、今後の取組みの目標など方針を掲載しております。次に、「施策体系」では、この「歴史・文化」の項目では、「歴史的・文化的資源の保全・活用」、「歴史・文化情報の発信」、「歴史・文化の拠点づくり」の3つの施策があることを表しています。次の5ページでは、「計画の内容」でございます。この3つの施策について、それぞれ計画の内容を記載しております。

他の項目につきましても、今説明いたしましたものと同様に記載されておりますので、のちほどご確認いただければと思います。審議会では、それぞれの項目について、委員の皆さんにご検討いただき、ご意見をいただいたところございまして、今、整理等をしておるところでございます。

次に、議事の3番目でございますが、まちづくりフォーラム（案）について、会議資料3、まちづくりフォーラム（案）により検討いたしました。

委員の皆さまには、すでにご案内をいたしておりますが、8月29日の1時半から中央公民館で開催するまちづくりフォーラムについてでございます。

審議会では、その日程・内容などについてご協議をいただきまして、その内容につきましては、「地域資源を活かした住民主体のまちづくり」をテーマにした基調講演を行いまして、その後、総合計画策定の中間報告、また参加と協働のまちづくりの事例紹介、また総合計画審議会委員5名をパネリストとしましたパネルディスカッションを「斑鳩町・参加と協働のまちづくり」というテーマで行うこととしております。これからのまちづくりについての住民の皆さんとともに考える機会を設けてまいりたいと考えておるところでございます。

当日、参加者の方には意見用紙を配布しまして、途中の休憩時間に記入いただいた方の用紙を回収しまして、いただいたご意見をパネルディスカッションの中で紹介することで、参加者からのご意見も出していただけるようにということで考えております。また、いただいたご意見につきましては、審議会では後日審議の資料としてまいりたいと考えておるところでございます。

また、資料として、基本構想計画の構成を表しましたイメージ図と、8月広報にはさみ込み・配布をいたしましたまちづくりフォーラムのチラシを添付しておりますので、またご覧いただきたいと思ひます。

今後の日程につきましては、9月22日に第4回の審議会の開催を予定しております。また、10月には、第4次総合計画の素案を公表し、広く住民からのご意見をいただくパブリックコメントも予定しております。その後、11月に第5回の審議会を開きまして、総合計画基本構想の確定を予定してまいりたいと考えております。今後もその状況につきましては、当委員会に報告してまいりたいと考えております。

以上、第4次総合計画の策定状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5)子ども模擬議会の結果について、理事者の報告を求めます。植村教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長 報告事項(5)子ども模擬議会の結果についてでございます。子ども模擬議会につきましては、去る8月10日(火)に開催をいたしました。

当日は、午前9時30分から、議会の議場をお借りいたしまして、各小学校の6年生と各中学校の1年生の計19名の児童・生徒が一日議員となりまして、「未来の斑鳩町」というテーマで意見や希望を発表していただきました。

一日議員からは、「子どもごみ出し週間」や「青色街灯の設置」の提案など、環境問題や防犯問題、また斑鳩町の観光や身近な学校のことなどについて、さまざまな角度から自分たちの意見を発表され、ご意見をいただいたところでございます。児童・生徒には、議会や行政の仕組みなどに、より関心をもっていただく体験の場になったのではないかと考えているところでござ

います。また、この一日議員として体験したことを各学校におきまして、学級活動の中で報告をしていただき、「自分たちのまちのために何ができるのか」ということを、他の児童生徒と学習の機会を持っていただくことを期待しているところでございます。議長におかれましては、大変お忙しいなか、模擬議会当日及び前日の一日議員任命式にご協力いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

以上簡単ではございますが、子ども模擬議会の開催結果についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(6)斑鳩町立青少年野外活動センター進入路路肩の崩落について、理事者の報告を求めます。

黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、各課報告事項、(6)斑鳩町立青少年野外活動センター進入路路肩の崩落について、ご報告申し上げます。

平成22年7月14日(水)早朝に発生いたしました大雨により、町道から斑鳩町立青少年野外活動センターへ約75m進入した進入路の路肩の一部が崩落いたしました件につきまして、総務常任委員会委員の皆様には、被害発生当日にその状況について、また被害発生翌日の7月15日(木)には、教育委員会の決定を受け、町議会議員の皆様には、被害状況のご報告と本年度の施設の使用中止について、個別にご連絡をさせていただいたところでございますが、現在の状況等について、あらためましてご報告申し上げます。

7月14日(水)、早朝からの大雨がおさまりましたことから、各施設の状況確認を行った際、斑鳩町立青少年野外活動センターの進入路路肩の一部が幅約10m、高さ約10mにわたり崩落し、また、崩落した土砂とともに、立木が3本が立った状態で青少年野外活動センターのほうへ流されているこ

とを確認いたしました。

発見後、ただちに今後の降雨による土砂流出を防ぐため、応急措置として崩落部分にブルーシート及び土のうを設置いたしました。

また、被害発生当日、当該進入路につきましては、斑鳩町立野外活動センターの園地用進入路敷として、国有財産の貸付を受けている場所であることから、近畿中国森林管理局・奈良森林管理事務所へ報告を行うとともに、現地確認の依頼をいたしました。

翌日の7月15日(木)には、教育委員会におきまして、被害の状況から本年度の野外活動センターの使用中止を決定し、その旨、議員皆様方にご報告をさせていただきますとともに、すでに利用申請のございました、町子ども会連絡協議会やシニアリーダーなどの関係者に対し、利用中止をお知らせいたしました。生涯学習課の事業であります「ホリディ学園」のキャンプも、7月22日・23日と予定をしておりましたが、学園生に連絡を行うとともに、代替事業を中央公民館で行ったところでございます。

また、施設侵入路入口部分に侵入路一部崩落の旨の掲示、施設内危険箇所への立ち入り禁止の掲示を行うとともに、町民皆様方への周知といたしましては、町ホームページに掲載、町内各公共施設及び町内各所に設置されております町広報板に利用中止の張紙の掲示、文書による自治会回覧を行っております。

続きまして、今後の復旧に向けての取り組みについてであります。被害発生翌日7月15日(木)に国の担当者と現地確認を行い、復旧方法、費用負担、手続き等について現在も協議を進めておりますが、早期に協議を終え、復旧に向けての測量を実施するとともに、また野外活動センターの南側の農耕者も、当該進入路を利用されておりますことから、早期復旧工事着手に向け、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 7月14日にこの報告を受けたんですけど。過去においても何度か崩落があったと思うんですが、その状況とその処置について、どうされていたのか

お尋ねしたいと思います。

生涯学習 青少年野外活動センターの進入路につきましては、今回を含めまして3回
課長 の崩落がございます。まずはじめに、平成5年7月4日に災害の規模約142
2平米ということで発生をしております。続いて、平成16年10月20日
に災害規模約67.5平米ということで災害の発生がしております。

飯高委員 それで今回の崩落があったのは、今、報告された箇所と同じ場所でもない
わけですね。また新たな箇所ということで。

生涯学習 過去2回の進入路の下の部分です。違う箇所です。

課長

飯高委員 今後、崩落の可能性というか、大雨によってそういう可能性が出てくると
いうのが想定される場所も、ああいう軟弱なところですから。大雨の度合
いによっては、そういう形になると思うんで。今後、ひとつひとつの事故と
いうか、崩落が今後予想されるということもあるので。これ、子どもがそこ
を使われていたときに、そういうことはないと思うんですけども、その
辺は日ごろからの管理というか、見ていただきたいと思います。

それと、あと報告にありましたように、子ども会も、今年度は中止という
ことで、利用できない形になっているんですけども、他の団体数というん
ですか、年間にだいたい利用頻度というのはどれぐらいあるのかお聞きした
いと思います。

生涯学習 まずはじめに、今年度ですね、利用申請のございました団体は3団体で約
課長 175名の利用の申請がございました。昨年度は4団体で180名の実績が
ございます。平成20年度は7団体ということで268名の利用がございま
す。

飯高委員 けっこうです。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員　これ、5、6年前でしたか、この施設を廃止するというふうなことを委員会でお聞きしたように思うんですけども。その後、シャワーの施設を新設されて継続されておられるんですけども、今後、この施設を存続させていくのかどうか、そこらへんは、どのように考えておられるのですか。

町　長　今の状態から考えますと、だいたい7月から9月ということで利用でございますから、間があいていますから、今、そういう崩落の関係から考えますと、過去にも何回かあるということで、やっぱり今、瞬間的に降る雨等を考えますと、やはり今後の関係等については十分慎重に対応していくと。施設そのものについても十分な利用をできるような環境ではございませんから。昭和五十何年ににわかにつくったというところでございますから。ただ、今、県が都祁のところを廃止していきたいということを申されていますので、そういうところの状況等も十分みながら、今後、町としても一定の方向付けを審議していきたいと思っております。

嶋田委員　今、町長から一定の方向付けということで答弁いただきましたけれども。これ、過去3回の崩落等は、幸いにも、人的被害がなかったということで、これについてはたいへんよかったなと思うんですけども。これから人的被害がないかどうかというのはわからないので、そこらへんも含めて検討していただきたいと思います。

委員長　木澤委員。

木澤委員　今回、人的事故がなかったというのはよかったというふうに思っていますけれども、そうした危険な部分は、そうしたところについては、嶋田委員、飯高委員がおっしゃるように解消していく、今後そういうことが起こらないというようにしていくことが必要だとは思いますが。やはり、私としては、町民の皆さんもご利用いただいているということもあって、この青少年野外活動センターについては、是非、斑鳩町として存続して行ってほしいなど。特に、町長もおっしゃいましたけれども、県が他のそうした野外活動

施設については廃止していく方向であるならば、なおのこと子どもたちがやはりそうした自然に触れていくことのできる施設というのは減ってくると思いますので。なかなか町として持っているところも少ないかなと思いますけれども。こうして、ずっと町として運用してきて、町民の皆さんにも親しんでいただいている施設でもあると思いますので。今後、危険な状況にならないようにということも含めて、慎重な対応は必要かと思いますが、是非存続はして欲しいかなということで、意見として申し上げておきたいと思います。

委員長

答弁はいいですか。

木澤委員

けっこうです。

委員長

他にございませんか。ないようでしたら、ちょっと私のほうから。これ、過去10年ぐらいの利用・申込件数とか、利用される団体名、もし差し支えなければ、そういうふうな資料を作成していただいて、委員会終了後、いいタイミングのときに皆さんに配布という形はできるんでしょうか。

生涯学習
課長

今、平成17年度からの団体の利用の人数については、資料としては持っております。ちょっと申し上げますと……。

委員長

すみません、資料として書面で検討していくので、今、口頭で答弁していただくのではなく、そういうのを配布していただけるのかということをお聞きしているのですが。

生涯学習
課長

過去10年間の、利用回数と総利用人数、団体名を資料として提出させていただきます。

委員長

わかりました、よろしく申し上げます。他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(7)斑鳩町中央公民館改修工事について、理事者の報告を求めます。黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、各課報告事項(7)斑鳩町中央公民館改修工事について、ご報告申し上げます。本年3月の総務常任委員会におきまして、平成22年度の新規事業として、斑鳩町中央公民館改修工事(リニューアル)に伴う、実施設計にかかります予算を計上させていただいている旨、ご報告申し上げますが、本事業の進捗状況につきまして、現在の状況をご報告させていただきます。斑鳩町中央公民館は、昭和58年に完成して以来、利用者へのサービスの充実を図るため、補修など維持管理に努めてまいりましたが、全体的に施設や設備の老朽化が進んでおりますことから、3ヶ年計画での改修工事を計画させていただいております。

本年度は、その改修工事の実施設計を行うため予算計上させていただいておりますが、今月8月31日に実施設計業務の入札を実施いたします。

なお、改修工事の予定しております概要といたしまして、現在、空調設備や大ホールをはじめ各部屋の内装、照明等の改修でございます。

現在、実施設計を行う中で、改修に係る費用の調整も行っていく必要がありますことから、改修工事の詳細については現在、決定しておりませんが、最終的な改修工事の内容が決定いたしましたら、あらためまして総務常任委員会にご報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。木澤委員。

木澤委員 最終的にはその設計を見せていただいて、内容のほうはみていこうと思うんですけども。以前にもこの総務常任委員会で、大ホールの音響について、いろいろ住民さんから非常に音が聞こえにくいとかいうことがあって、改修してほしいという声があったのを意見として申し上げておったと思うんですけども、その点については改修の検討をさせていただいているのでしょうか。

町 長

大ホール等の音響等については、もう以前からそういう形で言われてい
ます。何遍もホール等の関連の音響の関係をしていますけれども、大ホールとい
うのは固定していませんから、多目的ですからね、ハブってくる。あるいは、
そういう状況というのは、どうしても三郷町のコミュニティセンターでも移
動式のあの場合でも、音楽とかしたら、必ず雑音が入ってきます。そういう
点では、そういうものを兼ね備えたホールであるのか、そういうことを考え
ていかんと。ただ、そこで講演するんだったら、講演するような放送でいけ
るのか。そういうことも十分考えて、何回か費用を費やしてやってまいりま
したけれども、やはり限界が、私はあると思います。ですから、そういう
木澤委員がおっしゃる音響設備等については、今の現在の状況を十分勘案し
ながら進めていきたいと。今、特に、黒崎課長が申し上げたのは、だいたい
空調、あるいは照明、洗面所等、そういうところの改修等について、3ヶ年
でやっていきたいと、そういうことでございます。

木澤委員

町長の今の答弁やと、音響については抜本的に手を入れるということでは
ないなというお答えやったかなと思うんですけども。これまでも、いろ
いろ音響には手を入れてきて、今の状況やということで、なかなか改修する
ことは難しいのかなとは思うんですけども。もうどうしようもないんだつ
たら仕方ないんですけども。なんとかね、難しいですかね、いろいろやっ
てきたんでしたら、そうですか。当然、プロの方に見ていただいた結果、今
の状況だということですね。そうですか。私としては、計画の中で改修でき
るものだったら、してほしいなと思ったんですけども。もう調査等につい
ても検討はしていないということですか。

町 長

先ほど申し上げましたように、調査等はもう前回にいたしまして、あらゆ
るものをしてきたという状況でございますから。いすを並べた状態と、まっ
たく空白の場合と、全然違いますし。仮にプロがやる場合は、必ず音響装置
というのは必ず持ってこられますし。木澤委員、ご承知のとおりですね。そ
ういうものを兼ね備えなかったら、なかなかできない。そのために費用がか
かってくるわけであって、ただ演奏だけやったら別に金もかからないですけ
れどもね、結局、音響装置をつけるために付属品としてかなりやっぱりお金

が上がってくるわけですから。今の多目的の関係等については、このままの状況で、音響等については、できるだけ調査をしたなかで、できるだけお客さんが聞こえやすい、ハブらない、そういう状況等については、音響装置の所から職員が十分操作をしていきたいと思っています。

木澤委員 抜本的な解消が難しいということなので、できる限りの対応をお願いしておきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 小城町長。

町 長 この間、法隆寺の管長さんとお会いしましてですね、法隆寺の管長が小田原市へ講演に行ったときに、小田原市の関係と話をしますと、荘園の関係がありましてですね、荘園の食封という、昔からの法隆寺の荘園があるというなかで、小田原市があるということで、その中で話されたのは、「町長、できれば、小田原市さんとか、そういう荘園の関係の中で、そういう共通するところと災害協定でも結んだらどうですか」という話をされました。私、最近ですね、ここ9月ぐらいに小田原市へ行って、そういう意向であるならば、そういう協定を結んでいこうということで、あとは職員どうしが事務的にやっていただいて、もしそれが可能であれば、そういう努力をしていきたいということで、今現在、法隆寺の管長さんが提案された関係等について、小田原市の市長とお会いさせていただいて、そういう中で、もし、災害協定が結ばれるのだったら、そういうことも可能にしていきたいということでございますので、また、そういう点については、委員会等にご報告申し上げていきたいと思っております。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 友好都市やとかそういうふうなことやなしに、災害協定というのは、だいぶ離れているのに有効なのかなという気はするんですけども。そこらへんも考えていただいてですね、話し合いをさせていただきたいと思います。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはありませんか。
乾総務課長。

総務課長 それでは、総務課から1点ご報告させていただきます。先週の火曜日、8月10日の大雨の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

午後5時50分に、斑鳩町に大雨洪水警報が発令をされました。発令と同時に風水害災害警戒体制であります2号警戒配備を整えまして、富雄川、三代川等の河川の水位や、用水路の状況、住宅地への浸水等の状況の把握、また土のう等の設置等の警戒にあたりました。

雨量につきましては、降り始めの午後6時8分から午後7時までの約1時間で30.5mm、午後7時から午後8時までの1時間で41mm、午後8時から午後9時までの1時間では3.0mmで、降り始めから終わりまでの合計74.5mmの雨量を計測いたしております。

このような雨の状況の中でありましたので、午後7時44分に風水害の災害対策本部を設置をいたしまして、全職員及び消防団員の招集を行いまして、土のう積み等の警戒体制の強化、また被害箇所への応急復旧等に従事していただいたところございます。そして、午後8時40分に大雨洪水警報が解除されましたが、その後も被害箇所の状況把握、浸水箇所への消石灰の配布等を行いまして、午後9時55分に災害対策本部を解散をいたしております。

被害の状況につきましては、水路等の溢水によります住居への床下浸水が、法隆寺南1丁目、法隆寺2丁目、興留2丁目、興留5丁目、興留7丁目地内で15戸、それから車庫への浸水が興留2丁目1戸ございました。また、道路の冠水によりまして県道天理斑鳩線で、午後7時39分から午後8時57分まで通行止めを行ったところがございます。

以上が8月10日の大雨の状況の報告でございますけれども、今後の浸水の対策につきましては、昨年度に浸水対策雨水調査を実施しておりますので、

これらの調査結果をさらに精査を行いまして、浸水対策計画について取りまとめを行ってまいりたいというふうに考えております。なお、この内容につきましては先の8月16日に開催されました建設水道常任委員会にも、建設課から同様の報告をさせていただいております。以上、8月10日の大雨の状況につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、なにかお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これは前にもあったんですけども、消防団員の呼び出しですね、1回目かかってきて15分ほどして誤報であったというふうなメールが入り、そのまた後に呼び出しがかかり、それは誤報ではなかったんですけども、団員さんに連絡すると、また誤報出るでというふうなことを聞きました。その時には雨は小康状態だったこともあるかなとは思いますが、集まった方も、集まらなかった方もいらっしゃいます。サイレンでこれはやっぱり誤報やなしに、ほんまやなということで、来られた方もいらっしゃいますし、そこらへん、前回にもあったように思うんですけども、そこらへんの対応というのはどうなんですか。

総務課長 今回、大雨洪水警報が発令されまして、その発令と同時に、本来なら災害対策警戒配備、これ2号警戒配備というんですけども、これは職員だけの動員ということなんでございますけども、それを操作を職員が誤りまして、風水害対策本部の2号動員として、全職員とそれから消防団員の招集を行ってしまったということでございます。この後、先ほど委員も申されておりますように、すぐに訂正のメールを送信しておりますが、最初のメールを見ました団員さんにつきましては、すでに分団まで駆けつけていただいたということがございますので、大変申し訳なかったというふうに思っております。この招集メールもですね、パソコン画面につきまして、非常に、もう少し分かりやすいっていうんですか、職員が操作する時に絶対に間違わないような表示、分かりやすい表示に名称を変更するという対応もいたしましたし、また職員が1人で操作することのないように、複数で確認をして送信をするとい

う対応ということで指導をさせていただきましたので、また役場が閉庁しておる時には、当然宿直のものが操作をいたしますので、その者にも分かりやすい表示ということで、そういう名称も変更させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

嶋田委員 わかりました。今後そのようなことのないように、士気にもかかわりますんでね。そして先ほど町長冒頭の挨拶でサイレンについておっしゃってましたけども、これは町民の方からクレームがきたということですか。

総務課長 クレームということではございませんで、何のサイレンなのかというような問い合わせが多かったということでございますので、その対応にも職員が、電話対応に非常に手をとられるということもございましたので、町長が冒頭で申しあげましたように、メールも間違っただということもあるんですけども、メールのほうで招集をかけさせていただく方向で検討させていただきたいということでございます。

嶋田委員 これは1年以上前かな、火災の緊急サイレンと水防の緊急サイレンとでは鳴り方が違いますわね。それは広報を通じて町民の皆さんには周知・啓発していただいていると思うんですけども、ただ1回だけやなしにね、何回もそういうふうに周知・啓発していただいたら、これは水防のサイレンやねんなど、これは火災のサイレンやねんなど、分かっていたけるようには思うんですけどね。そこらへんの周知徹底のなさが、そういうふうなことになってきてるのと違うかなと。ただ、迷惑やさかいにサイレン鳴らすの止めましようかと、そういう話では僕はないように思います。団員はメールももちろんやけども、サイレン聞いて駆けつけるというのが基本になってますんでね。そやから町民の皆さんに水防はこういうサイレンの鳴り方、何分か置きにとか、そういうふうなんありましたわね、何秒か置きにとか。そういうふうな周知徹底をまずしていくということが大切や思いますんで、そこらへんからまず考えていっていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員　私もサイレンに関わってなんですけども、確かに周知を続けていかないと分かりにくいっていう部分はあるんですけども。サイレンを鳴らす目的っていうのは、やっぱり災害を住民さんに知らせて警戒を促すというか、そういう目的で鳴らしているということなんですよね。

総務部長　今回のサイレンにつきましては、消防団員の招集のサイレンでございまして、まったくどの状況でも鳴らさないということではございません。検討するという意味で、なくすということではございませんので。当然この前の雨ぐらいでしたら住民に避難を警告することはなくて、幸いだったわけでございますけれども、そうした事態になった場合、当然サイレンあるいは有線放送、あらゆる機関を使ってですね、住民周知を図っていく必要もございまして、そういうことで、先ほど嶋田委員からもございました、木澤委員からもございましたようにですね、吹鳴の意味、どういったサイレンがどういう形でどういう場合に鳴るのかということも含めまして、周知につきまして、年1回以上、これからもそういった新たな機会を通じてですね、周知に努めてまいりたいと考えております。

委員長　他にございませんか。

(な し)

委員長　ないようでしたら、他に理事者側から報告しておくことはございませんか。黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長　生涯学習課のほうから1点ございます。冒頭でも、町長のご挨拶の中でもございましたように、このたび、新聞の数社により報道されました、平成17年度発掘調査作業員等の賃金、不適正な事案に関する報道につきましてご報告申し上げます。

この件につきましては、当町が平成17年度に実施しました国庫補助事業の発掘調査において、作業員等賃金の支出に関し不適切な事務処理があった

ことから、平成18年度において補助金の一部を返還したものでございます。

具体的には、予定外の開発に伴う緊急の発掘調査が生じたことなどによって、当初計画していた法輪寺等の発掘調査が、平成17年度の年度末までに執行できない見込みとなったことから、年度を越えて発掘調査を実施するため、調査作業に従事してもらう予定であった日数をすべて平成17年度中に勤務したものとみなして実績報告を行い、実際には、平成18年度の4月以降に調査を継続していたというものでございます。

この件につきましての経緯といたしましては、平成18年12月19日に匿名メールにより発掘作業員等の賃金の支払方法について疑義が寄せられ、発掘調査の担当者に事情を聴取したところ、平成17年度に実施しました遺跡の発掘調査において不適正な事務処理を確認いたしました。このことを受けまして、ただちに教育長、助役、町長まで報告を行い、奈良県にも報告して指導を仰ぐとともに、町監査委員、町教育委員、総務常任委員の皆様方に報告を行いました。

そして、同時に斑鳩町職員分限懲戒審査会を2回開催し、担当職員2名を戒告の懲戒処分として、また、収入役、教育長、当時その担当職員の直属の上司であった職員2名に対しては、訓告の処分を平成18年12月27日付けで行われております。

なお、平成17年度人事行政の運営状況におきまして、懲戒処分者の人数につきましては公表がされております。

そして、内部調査の終えた段階で発掘作業員等の賃金の不適正な支払いに関する報告書を作成し、その後文化庁へ直接説明をし、平成19年3月9日に最終報告書を国・県に提出するとともに、平成17年度国庫補助事業の実績報告書の修正を行い、県は平成19年3月28日付け、国が平成19年3月29日付けの補助金返還命令を受けて、それらの返還を平成19年3月30日に完了しているものでございます。以上、経過でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 当時、監査委員さんにも報告をされたというふうに、今課長報告していた

だいたんですけども、監査委員さんっていうのは議会選出の監査委員さんか、
そうかもうひとりの監査委員さんどちらですか。

生涯学習 両監査委員でございます。

課長

木澤委員 当時のことなんで、今ちょっとお聞きしてお答えいただけるかわからない
んですけども。議会選出以外の監査委員さんはどういうご意見いただいたか
ってというのはわかりますか。

教育長 当時の代表監査委員につきましては、こういった状況を説明させていただ
きました。その後の再発を防止するための対応をしっかりとしていくように
ということのご指示をいただいております。そうしたことから出勤について
は複数の人で、職員で点検をする、あるいは日報に必ずその日の出勤者の名
前を自署させるというようなことをしながら、間違いのないようにというこ
とで現在対応をさせていただいております。

木澤委員 当時そうして、今後こうしたことを起さないようにということで、対策も
打って処理をされているということで、今回委員会に報告をいただいて、改
めて報告をいただいたわけなんですけども。非常に私も事情はお聞きしまし
たけども、システムのにも非常にややこしい中で、新聞報道については、不正
やというふうに書かれていましたけども、私はそういうふうには思ってい
ないですけども。不適切であったことは確かですので、やはり今後こうしたこ
とが起こらないように町としても対策を十分に立てて、対応していただきま
すように要望しておきます。

委員長 他にありませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わります。
続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっとお伺いしますけれども、4月に町民体育大会がありまして、これはそれまでの町民体育大会とは趣を変えたオープン参加型の体育大会でしたけれども、過去の体育大会と今回の体育大会の違うことについてですね、総括等はされておられるんですかね、そこらへんちょっとお聞かせ願いたいと思います。

生涯学習 委員がおっしゃいますように、今年度の体育大会につきましては、内容等
課長 ですね、変えまして、なるべく子どもから高齢者まで参加できるような内容としたところがございますが、次期体育大会の開催に向けまして、今後、町民体育大会実行委員会を開催する中で、そういったことについても、町のほうからまずご報告申し上げて、次の大会に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

町 長 この関係等については、8月10日の子ども議会でもですね、子どもさんから斑鳩音頭等について、来年度も、これ立派な曲であって、そういうものについて勉強して、子ども達がそういう斑鳩音頭を踊らせてほしいというような、来年に対する町民体育大会に対してですね、ご要望があったということは、今年そういうことがあったからこそ、やっぱりそういうことであつたと思います。嶋田委員のおっしゃるように、やっぱり子どもから大人、いろいろ企画立案というか、そういうことで変えてまいりましたけれども、やはり一番の問題は、競技そのものについて、皆様方に、体育委員の方々が努力いただくんですけれども、ほとんど回覧を回しても書いていただけない。そして当日、そういう中で、選手を選考しなければいけないというなかで、あらかじめそういう選手を提出をしなかったら、またもし、万が一事故があつた場合は、保険の関係とかいろんな関係等ございますからね。そういう問題

等が多々あろうかと思えます。そういう点について、できるだけオープン参加、あるいはそういうものができるような環境づくりというものを、実行委員会でも、去年はそういう企画をされたなかで、やっていただいたと。今回もそういう反省に立ちながら、できるだけやっぱり皆さんが参加できるような環境を十分つくっていきたいと思っていますので。嶋田委員のおっしゃっていただくように、やっぱりそういうふうな形で我々としても来年度考えてまいりたいと思っています。

嶋田委員　今の町長、個人のご答弁は、それはそれで結構だと思うんですけども。実行委員会は結局まだ開かれていなくて、今年度の町民体育大会の総括はまだされておられないと、いうふうに解釈できるんですけども。これ、町民体育大会終わってほぼ4ヶ月経ちますね。そうしたら、町民体育大会が終わってすぐとは言いませんけれども、一応の総括はやっていかなあかんのと違いますか、実行運営委員会としてね。それから後に、次年度、どうしていこうかと、今年のことを踏まえてどうしていこうかと、そういうふうな委員会であるのが本来の姿ではないかと思っていますので、そこらへん、実行委員会の運営等に関してもですね、これからは気をつけていっていただきたいと思っていますけども。何か、理事者側から言うことあったら言ってください。

教育長　例年、実行委員会は秋以降にさせていただいているんですが、そのなかで前年度の反省を踏まえて、次年度どうするのかということで、実行委員会の中でいろいろ議論させていただいております。今、嶋田委員がおっしゃっていただいておりますように、まだ今回は、そういった総括的な実行委員会を行っていませんけれども、時期を早めまして、十分、実行委員会で議論できるような期間を設けながら、実行委員会の日程を定めていきたいというふうに考えております。

嶋田委員　例年、だいたい同じようなことであればね、それはそれで結構だと思いますけども。大幅に変えたんやから、やはり早い時期に総括はやっていっていただきたいなと思います。以上です。

委員長 他に質疑、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、私のほうから1点お聞きしたいんですけども。小・中学校に1台ずつ電子黒板を配置していただいたと思うんですけど。その配置後の利用状況っていうのはどうなっているのでしょうか。

教委総務 電子黒板につきましては、国の補助事業を活用する中で、高精細、高画質性能によるきめ細やかで鮮やかな映像を実現し、さらに高輝度、高コントラスト性能で明るい教室でも見やすく表示し、画面をタッチしてマーキングや文字を書き込み、さらにそのまま保存することも可能で、次回に活用でき、スムーズな授業の流れをつくれ、生徒たちに特に注目させたいところをタッチして拡大表示することなどで、記憶に残る映像が授業への集中度をたかめるということから各小・中学校に1台ずつ導入いたしました。

現在、各学校での活用方法につきましては、まだ使用期間が1学期の3ヶ月程度であります。小学校では英語ノートのソフトがありますことから英語ノートを画面で見ることで活用し、画面をタッチするだけで教えたいところに線を引き、ページを進めたり、同じところを何度も繰り返したり、瞬時にみんなで同じ画面を見て発音や答えを知ることができ、テンポ良く授業が進められるとのことであります。

また、付属カメラの使用により総合学習で学習する梨の花の写真などを、よく観察したい部分についてタッチするだけで拡大表示ができ、肉眼で見るよりも細部にわたり観察ができ、操作も簡単で学習効果が上がったとのことでもあります。

また中学校では電子黒板は、画面が大きく、鮮明に図や写真を映し出すことができ、生徒にわかりやすく示すことができるようになり、付属カメラで写真や教科書・ノートなどを映し出すことができ、タッチするだけで図等を拡大、移動したり、図などに電子ペンを使って文字や記号などを画面上に付け加えたりすることで、わかりやすい説明ができるようになったとのことであり、具体的には、理科では、動物や植物の写真を鮮明に映し出し、各部分

を拡大表示することで植物などのつくりなどの各部分の説明に役立っているとのことであります。数学では図を画面に表示し、拡大や移動することや電子ペンで直接書き込むことで図形の面積や体積を求めやすく説明でき、また物体を立体的に表示することで物体の特徴を理解させることや、その立体の断面をわかりやすく説明できるようになったとのことであります。

将来の活用につきまして、生徒たちがデジタルカメラなどで身近なものや出来事を撮影し、インターネットを使って調べ、グループで話し合っまとめ、自らまとめ上げた映像を写しながら、書き込んだり、拡大しながら発表の場・体験学習の発表として利用していき、自分の意見をまとめ、相手に理解させる能力の育成にもつなげていきたいとのことであります。

委員長 だいたいわかりました。私聞きたいのはね、ええもんやっていうのはようわかりましてんけど。学校に1台ずつですわな。実質、理科の授業、数学の授業、英語の授業って今言ってくれましたけども。実際1台ずつでどんな感じでそのへん使っているのか。結局バッティングするといいますか、それとも順序良く回転してしていただいているのか、そのあたり聞きたいんですけども。

教委総務 今配置させていただいているのは1台ずつでございますけども、学級ごと
課参事 で時間の割り振りをする中で、使用時間をあらかじめ決めていただいで利用していただいでいる状況でございます。

委員長 まだ3月、4月いうところであって、また今後時間をおいてまた利用状況、今後電子黒板に対してどういう取り組みをされるのか、またお聞きしますので、その時よろしくお願いたします。

他にございませんか。

(な し)

委員長 その他については、これをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 委員の皆様には早朝からたいへんお忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございます。特に9月定例議会に付議いたします関係等については、土地開発基金、あるいは消防団員等公務災害補償条例の関係等についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、冒頭から申し上げましたように、こういう文化財の関係等について、こういう新聞に載りますと、いかにも、そういう悪いことをしたということになりますけれども、こういうことはあつてはならない。私は以前からも担当の職員には、十分、そういう人的な賃金を払う関係等については、いろんな方々がやっぱり見ておられると、という点について注意を十分しなかったら、こういう点については、やっぱり敏感にですね、そういう方々のやっぱり反応というのが十分にあるからということ、あえて担当の職員には申し上げてきたわけですが、こういうことが起こってしまったということは非常に残念なことだと思います。今後、こういうことのないようにですね、また、この関係等について、十分、知恵を交わせながら、この問題等については、斑鳩町というのは、こういう文化財というのは非常に高い評価をされていますから、特にまた、第3次の中宮寺の遺跡の関係等についても、この夏の暑いときには、ほとんどシートをかぶしてやらない、そうしたら、もう必ず秋ぐらいになったら焦ってくるわけです。やっぱり、そういうことを絶えず考えていかなかったら、やっぱり文化財事業というのは、皆さん方はいいものが出たら注目されるけれども、やっぱり、そういう努力ということは、十分、皆さん方わかるわけですが、3月31日までには第3次調査を終わるということ、十分考えて整理をしていかなかったらいけないと思ひしております。我々も、それについては努力をしてまいりたいと思ひしております。

特に8月10日の水害等については、いつも指摘されることをございますけれども、並松地域、あるいは法隆寺地域、あるいは興留地域、あるいはそういう地域で、この床下浸水等が発生した。このことについても、担当の職員等について、並松の水路の関係等についてはやっぱり調査をしながら、特に今回は樋門の関係、あるいは水利の関係等についても、いろいろと指摘される点もあるわけですが。なかなかこれからの時代は、絶えず家に居られたらいいんですけれども、居られなかったら、なかなか井堰が上がらない、水路の関係ですね、上がらないときもございますからですね、十分、そういう点についても注意をしながらですね、正に、天気は非常によかったものの5時ぐらいから急に雲が出てきて、7時になったら大雨が降るといった状況でございますから、今後も十分そういう点については反省をしまいたいと思っております。

今日は、本当に皆様方には長時間ありがとうございました。

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時49分 閉会)